

財政健全化法に基づく健全化判断比率について

1. 概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、各会計の決算に基づき4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表する。

2. 早期健全化基準

4つの健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を定めなければならない。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・県知事へ報告しなければならない。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は県知事から必要な勧告を受けることになる。

3. 財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画を定めなければならない。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事を経由して総務大臣と協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し公表する。

財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。また、財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることになる。

○早期健全化基準・財政再生基準（市町村）

区 分	早期健全化基準（%）	財政再生基準（%）
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25～15.00	20.00
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25～20.00	30.00
実質公債費比率	25.0	35.0
将来負担比率	350.0	（設定なし）

4. 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

「一般会計等」とは、地方公共団体が設置する会計のうち、「地方財政状況調査」における「普通会計」が対象とする範囲に相当するもの。

本市の令和4年度決算においては一般会計の1会計が該当する。

実質収支額（歳入総額から歳出総額、翌年度に繰り越すべき財源（未収入特定財源を除く）を差し引いた額）の合計は5億5,747万5千円の黒字であり、標準財政規模（112億12万円）に対して4.97%に相当することから、「実質赤字比率はマイナス4.97%」となる。

健全化指標においては、黒字の場合は「実質赤字比率は該当なし」と表現される。

(2) 連結実質赤字比率

全ての会計における実質赤字額及び資金不足額の合計額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

会計区分

① 一般会計等

前(1)と同じ。

② 公営企業に係る会計以外の特別会計

事業実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業に係る特別会計のうち、③の公営企業会計を除いた特別会計。

本市の令和4年度決算においては次の3会計が該当する。

- ・ 国民健康保険事業特別会計
- ・ 後期高齢者医療特別会計
- ・ 介護保険事業特別会計

これら3会計の実質収支額の合計は3億986万7千円の黒字。

③ 公営企業会計

法適用企業（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業）に係る特別会計及び法非適用企業（地方財政法第6条に規定する法令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの）に係る特別会計。

本市の令和4年度決算においては次の2会計が該当する。

[法適用企業]

- ・ 上水道事業会計
- ・ 下水道事業会計

一般会計等の「実質収支」に相当する、これら公営企業会計に係る「資金不足額・剰余額」は、7億592万3千円。

①から③までの各会計の実質収支と資金不足額・剰余額の合計（連結実質収支額）は15億7,326万5千円の黒字であり、標準財政規模に対して14.04%に相当することから、「連結実質赤字比率はマイナス14.04%」となる。

健全化指標においては、黒字の場合は「連結実質赤字比率は該当なし」と表現される。

(3) 実質公債費比率

一般会計等の公債費のほか、公営企業会計等の公債費への繰出金や一部事務組合等への負担金、債務負担行為額等を算入した公債費の標準財政規模に対する割合を表す指標で3か年の平均値。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{①公債費等充当一般財源等額} - (\text{②特定財源額} + \text{④算入公債費等の額})}{\text{③標準財政規模} - \text{④算入公債費等の額}}$$

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①公債費等充当一般財源等額	2,491,669	2,529,258	2,526,443	2,501,906
元利償還金の額(繰上償還額等を除く)	1,944,649	1,978,733	1,970,291	1,947,585
積立不足額を考慮して算定した額	0	0	0	0
満期一括償還地方債1年当たりの元金償還金相当額	0	0	0	0
公営企業の地方債償還充当繰入金	460,944	446,657	451,988	448,434
一部事務組合等の地方債償還充当補助金・負担金	86,049	103,851	104,156	105,883
公債費に準ずる債務負担行為額	27	17	8	4
一時借入金の利子	0	0	0	0
②特定財源額	60,696	57,379	57,517	56,640
③標準財政規模	10,631,220	10,979,673	11,476,192	11,200,120
標準税収入額等	3,871,462	4,086,770	3,923,524	4,072,040
普通交付税額	6,381,497	6,530,734	7,101,341	7,005,068
臨時財政対策債発行可能額	378,261	362,169	451,327	123,012
④算入公債費等の額	1,633,281	1,673,711	1,683,244	1,675,963
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,350,811	1,407,474	1,394,485	1,396,423
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	275,794	259,662	282,366	273,297
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	6,676	6,575	6,393	6,243
実質公債費比率(単年度)	8.86527	8.57695	8.02294	8.07739
実質公債費比率 (3か年平均)	令和3年度	8.4		
	令和4年度		8.2	

※準元利償還金とは、普通会計以外の会計に係る元利償還金

(4) 将来負担比率

地方債現在高等、将来的に市が実質的に負担すべき総額の標準財政規模に対する割合を表す指標。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能財源等}}{\text{③標準財政規模} - \text{④算入公債費等の額}}$$

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和4年度
①将来負担額	29,127,337	27,838,408
地方債の現在高	18,032,307	17,070,529
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0
公営企業債等繰入見込額	6,625,627	6,341,785
組合負担等見込額	3,060,927	2,967,194
退職手当負担見込額	1,408,476	1,458,900
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
②充当可能財源等	25,330,375	24,422,325
充当可能基金	6,434,807	6,506,897
充当可能特定歳入	683,336	793,546
基準財政需要額算入見込額	18,212,232	17,121,882
③標準財政規模	11,476,192	11,200,120
④算入公債費等の額	1,683,244	1,675,963
将来負担比率	38.7	35.8